

議案第18号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県立学校の図書館運営の充実を図るため、司書主任を置くことができることとする。

2 規則案の概要

(1) 学校に、司書主任を置くことができることとし、その職務の内容及び任命の方法は、次のとおりとする。

ア 職務の内容

上司の命を受け、学校図書館の専門的事務に従事するとともに、学校図書館の運営に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

イ 任命の方法

事務職員のうち図書館法の規定により司書となる資格を有するものの中から、教育委員会がこれを命ずる。

(2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則案

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(司書主任等)</u> 第32条の2 学校に、<u>司書主任及び司書を置くことができる。</u></p> <p><u>2 司書主任は、上司の命を受け、学校図書館の専門的事務に従事するとともに、学校図書館の運営に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 司書主任及び司書は、事務職員のうち図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項の資格を有するものの中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>	<p><u>(司書)</u> 第32条の2 学校に、<u>司書を置くことができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 司書は、事務職員のうち図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項の資格を有するものの中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。